

令和8年1月30日

修正対象物品の令和7年度における輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、令和7年度の初日から令和7年12月31日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	145,000 トン	73,449 トン	71,551 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	210,000 トン	129,765 トン	80,235 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
4	豚肉(基準価格以上)	オーストラリア	380 トン	78 トン	302 トン
5	豚肉(基準価格以上)	カナダ	288,727 トン	203,410 トン	85,317 トン
6	豚肉(基準価格以上)	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
7	豚肉(基準価格以上)	チリ	48,708 トン	26,472 トン	22,236 トン
8	豚肉(基準価格以上)	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
9	豚肉(基準価格以上)	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉(基準価格以上)	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
11	豚肉(基準価格以上)	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
12	豚肉(基準価格以上)	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉(基準価格以上)	メキシコ	148,550 トン	71,245 トン	77,305 トン
14	豚肉(基準価格以上)	英国	1,838 トン	1,367 トン	471 トン
15	豚肉調製品	オーストラリア	17 トン	3 トン	14 トン
16	豚肉調製品	カナダ	76 トン	47 トン	29 トン
17	豚肉調製品	シンガポール	1 トン	0 トン	1 トン
18	豚肉調製品	チリ	0 トン	0 トン	0 トン
19	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
21	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
22	豚肉調製品	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
24	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
25	豚肉調製品	英国	0 トン	2 トン	超過済

26	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	7,333 トン	51 トン	7,282 トン
26の2	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	7,333 トン	51 トン	7,282 トン
27	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	6,444 トン	35 トン	6,409 トン
27の2	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	6,444 トン	35 トン	6,409 トン
29	SPF製材	カナダ	1,793,500 m³	394,861 m³	1,398,639 m³
30	パーティクルボード	ニュージーランド	72,700 m³	19,873 m³	52,827 m³
31	OSB等	カナダ	255,500 m³	59,779 m³	195,721 m³
32	熱帯産木材合板	マレーシア	1,190,300 m³	318,715 m³	871,585 m³
33	合板	ベトナム	271,000 m³	118,174 m³	152,826 m³
34	広葉樹合板	マレーシア	702,100 m³	118,438 m³	583,662 m³
35	針葉樹合板	カナダ	7,700 m³	0 m³	7,700 m³
36	針葉樹合板	チリ	20,000 m³	771 m³	19,229 m³
37	針葉樹合板	ニュージーランド	68,400 m³	0 m³	68,400 m³
38	豚肉(基準価格未満)	発効国全体	126,000 トン	1,330 トン	124,670 トン
38の2	豚肉(基準価格未満)	英国	126,000 トン	1,330 トン	124,670 トン

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
40	豚肉(基準価格以上)	欧州連合	400,888 トン	180,764 トン	220,124 トン
41	豚肉調製品	欧州連合	3,995 トン	2,339 トン	1,656 トン
42	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	3,389 トン	5,044 トン	超過済
43	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	2,933 トン	29 トン	2,904 トン
45	豚肉(基準価格未満)	欧州連合	88,200 トン	234 トン	87,966 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
47	豚肉(基準価格以上)	アメリカ合衆国	265,170 トン	152,657 トン	112,513 トン
48	豚肉調製品	アメリカ合衆国	1,044 トン	644 トン	400 トン
49	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	7,333 トン	585 トン	6,748 トン
50	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	6,444 トン	36 トン	6,408 トン
52	豚肉(基準価格未満)	アメリカ合衆国	126,000 トン	1,347 トン	124,653 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定
(日英EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
54	豚肉(基準価格以上)	英国	401,943 トン	182,131 トン	219,812 トン
55	豚肉調製品	英国	3,995 トン	2,341 トン	1,654 トン
56	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	3,389 トン	5,044 トン	超過済
57	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	2,933 トン	29 トン	2,904 トン
58	豚肉(基準価格未満)	英国	88,200 トン	234 トン	87,966 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の項番号。
- ・3の項、3の2の項、39の項、46の項及び53の項(牛肉)は、別途公表。

<関税暫定措置法施行令第19条の3に基づく各輸入数量>

- ・1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む。
- ・14の項の輸入数量には54の項の輸入数量を含む。
- ・25の項の輸入数量には55の項の輸入数量を含む。
- ・26の2の項の輸入数量は、26の項の輸入数量と56の項の輸入数量の合計数量。
- ・27の2の項の輸入数量は、27の項の輸入数量と57の項の輸入数量の合計数量。
- ・38の2の項の輸入数量は、38の項の輸入数量と58の項の輸入数量の合計数量。
- ・49の項の輸入数量には26の項の輸入数量(英國を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・50の項の輸入数量には27の項の輸入数量(英國を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・52の項の輸入数量には38の項の輸入数量(英國を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・54の項の輸入数量には14の項の輸入数量及び40の項の輸入数量を含む。
- ・55の項の輸入数量には25の項の輸入数量及び41の項の輸入数量を含む。
- ・56の項の輸入数量には26の項の輸入数量(英國を原産地とするものに限る。)及び42の項の輸入数量を含む。
- ・57の項の輸入数量には27の項の輸入数量(英國を原産地とするものに限る。)及び43の項の輸入数量を含む。
- ・58の項の輸入数量には38の項の輸入数量(英國を原産地とするものに限る。)及び45の項の輸入数量を含む。